

特集 Special Topics

平成29年4月から 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護保険法の改正に伴い、清瀬市では平成29年4月から65歳以上の市民の方を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)が始まります。実施に先立ち、この制度の概要について説明します。

介護予防・日常生活支援総合事業とは？

「総合事業」とは、介護保険法の改正に伴う、65歳以上の市民の方を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業のことです。要支援1・2の方が利用する介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプ)及び介護予防通所介護(デイサービス)が、市町村が取り組む「総合事業」として実施することに

なります。現在、要支援1または2の方で介護予防訪問介護、介護予防通所介護をご利用の方は、平成29年4月1日以降の認定更新後から総合事業のサービス利用となります。訪問介護・通所介護以外の訪問看護や福祉用具貸与などのサービスについては、内容や

利用方法に変更はありません。要支援1または2の方は今までどおりサービスを利用できます。



総合事業を構成する2つの要素

●介護予防・生活支援サービス事業

これまでの要支援1・2の認定を受けた人に対して実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を、「訪問型サービス」及び「通所型サービス」として提供します。要介護認定で要支援1または2と判定された方、要介護認定で非該当となった方、基本チェックリスト(下記参照)にて生活機能の低下が見られ、事業対象者と判定された方が対象となります。具体的には、右記の4つになります。

●一般介護予防事業

すべての高齢者を対象として、「健幸」で元気に暮らせるまち清瀬の事業参加者の介護予防・健康づくり事業を実施します。

◆介護予防訪問介護相当サービス

現行の訪問介護に相当するものです。ホームヘルパーの訪問による身体介護、生活援助のサービスです。

◆訪問型短期集中予防サービス

保健師・看護師により提供される相談及び指導の支援で、3～6か月の短期間で行われます。

◆介護予防通所介護相当サービス

通所介護と同様のサービスです。デイサービスセンターで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングが受

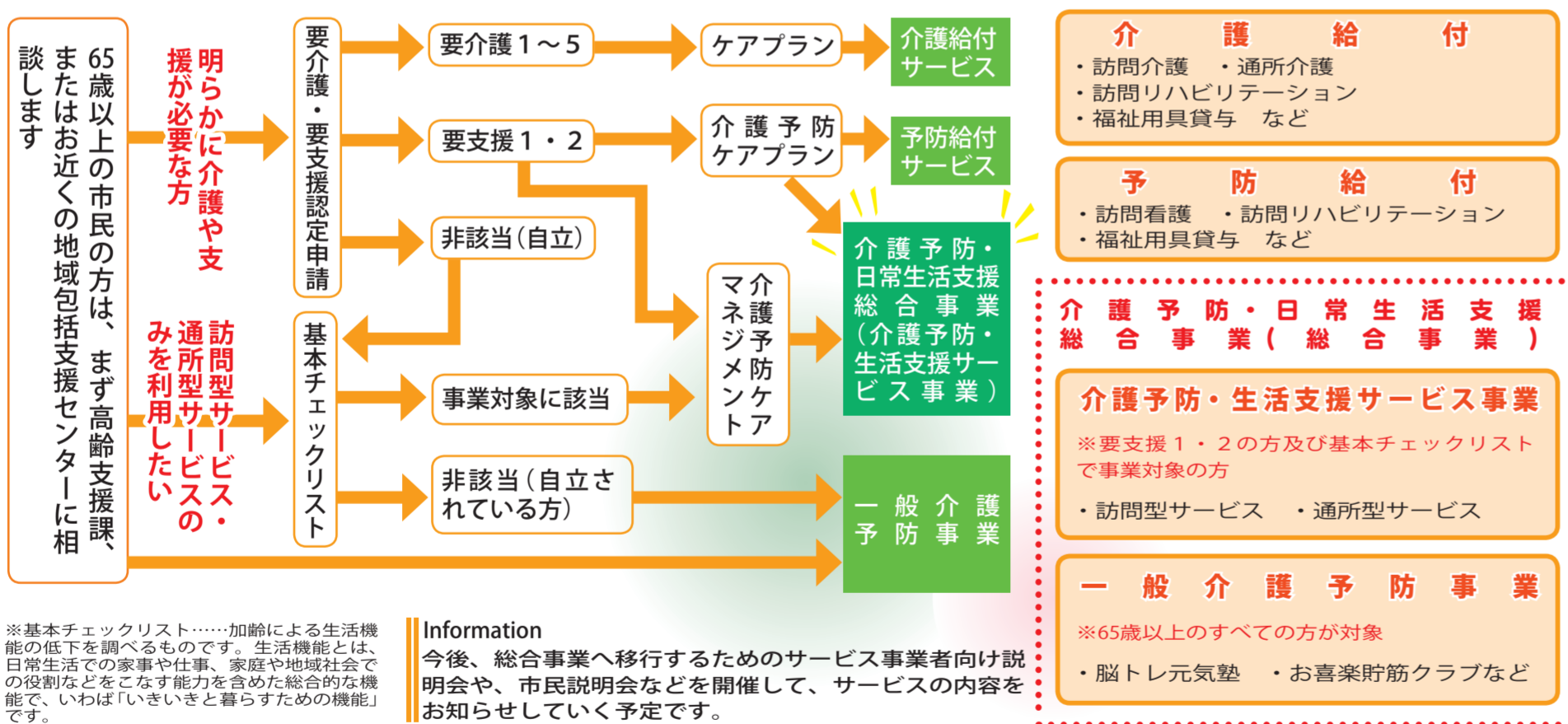
けられます。今後は、既存の介護事業者によるサービスに加え、NPO、ボランティア団体などの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させて、要介護状態の軽減・悪化の防止など効果的かつ効率的な支援を提供していきます。

◆介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスなどが適切に提供できるよう、地域包括支援センターなどで、本人や家族の希望、生活機能の状態などをふまえてケアプランを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。



総合事業サービス利用の流れ



※基本チェックリスト……加齢による生活機能の低下を調べるものです。生活機能とは、日常生活での家事や仕事、家庭や地域社会での役割などをこなす能力を含めた総合的な機能で、いわば「いきいきと暮らすための機能」です。

社会福祉法人 上宮会
清瀬リハビリテーション病院

診療科目 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科(総合リハビリテーション施設)

病床数 168床

診療受付時間
内科・小児科 月～金 9:00～11:30 / 13:00～16:30
外科 日～土 9:00～11:40 / 13:00～16:30
休日 休診

☎042-493-6111 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33
http://www.kiyose-reha.jp

社会福祉法人 上宮会
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 上宮園

特養 定員 100床

ショートステイ 定員 8床(他空床利用10床)

デイサービス 1日 25名

居宅介護支援事業所

特養・ショートステイ ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200
デイサービス ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200
居宅介護支援事業所 ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200

〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-31-31 http://www.jyogu.com/jyoguen/

特集 Special Topics

地球温暖化を食い止めるために

CO2(二酸化炭素)削減への取り組み

「地球温暖化を防ごう」と言っても、自分一人が何かをしたところで何も変わらない...と思っている人は意外と多いのかもしれない。しかし、私たちの生活がどれだけ温暖化に影響を及ぼしているのかを理解すれば、身近にある問題と気づくはず。ここでは、地球温暖化に関する基礎知識と、市で行っている取り組みを紹介し、問合せ 水と緑の環境課環境衛生係 ☎497・2099

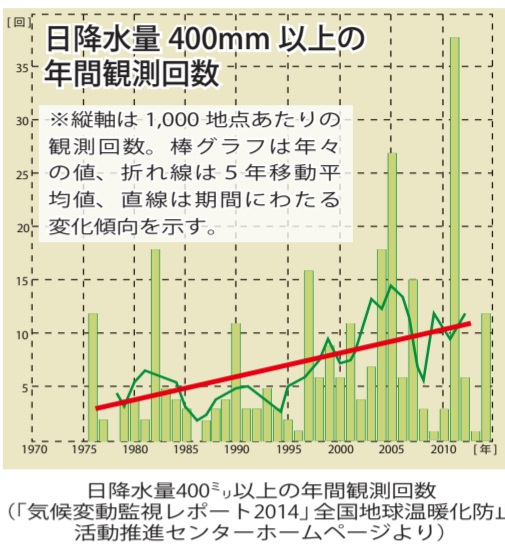
●そもそも「地球温暖化」って？

地球の外側は、「温室効果ガス」という気体層で覆われています。ニュースでよく耳にするので、「これが地球温暖化諸般の原因だ」と思ってしまうかもしれませんが、実はそうではありません。温室効果に必要な「温室効果ガス」がなければ、地球の気温は氷点下まで下がると言われています。ではなぜ「温室効果ガス」が悪者のように言われているのでしょうか？ その理由は、人間の生活にあるのです。産業革命以降、人間の生活はとも快適になってきました。今やエアコン、冷蔵庫、洗濯機といった家電は多くの人にとっ

てなくてはならないものです。しかし、便利な機能の代償も存在します。それは、これらの家電の多くは大気中に大量のCO2(二酸化炭素)を排出しているということです。CO2が大気中に大量に排出されると、地球の周りを覆っている「温室効果ガス」の濃度が高くなり、地球上から放たれる熱が宇宙へうまく逃げていかなくなってしまいます。これが、「地球温暖化」と呼ばれる現象です。人間の活動によって生じるCO2の大量排出が、温室効果ガスの濃度を高め、それにより地球温暖化の促進を助長しているのです。

●温暖化が進むとどうなる？

近年は夏になると、熱中症で倒れ、救急搬送される人のニュースが頻繁に取り上げられています。事実、日本の気温は、1890年と比べ約1.16度程度も右肩上がりです。熱中症へのリスクが高まっています。平成27年の栃木・茨城の記録的な豪雨は記憶に新しいと思いますが、甚大な被害をもたらす記録的な豪雨も、地球温暖化によってもたらされるものであると考えられています。このように、**地球温暖化は、私たちの生命を脅かす事態を生むことにもなります。**決して人ごとではないと感じられると思います。



●私たちにできること

地球温暖化対策だからと言って、いきなり「家電を使わない!」など極端な行動をする必要はありません。一人一人ができることを、少しずつ行うだけでいいのです。右に、夏期にできる温暖化対策への取り組みの一例を挙げました。小さなことから、CO2削減への一歩を踏み出してみませんか？

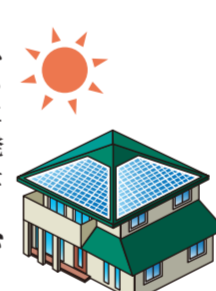
- 夏季にできるCO2削減への取り組み
- ◇冷房の設定温度を28℃にする
- ◇冷房時にカーテンやブラインドを閉める
- ◇冷房時に家族一緒に部屋を過ごす
- ◇エアコンのフィルターを掃除する
- ◇冷蔵庫の温度設定を「強」から「中」にする
- ◇冷蔵庫を整理し、開ける時間を短くするなど

●清瀬市での取り組み

先に紹介したように、放置しておけば大変な事態を引き起こしかねない地球温暖化。この被害を食い止めるために、市でもさまざまな取り組みを行っています。

■太陽光発電システムの活用(太陽光発電システム等設置補助金制度)

温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器を設置した市民に対して、その費用の一部を助成しています。また、公共施設に太陽光発電システムを導入しています。現在設置されているのは、三小・二中・五中で、28年度中に三中にも設置される予定です。太陽光発電によって生じた電気は、空調や照明など学校運営に使用されています。問合せ 水と緑の環境課環境衛生係 ☎497・2099



■生ごみ減量化処理機器購入費助成制度

環境保全の一助として、生ごみ減量化を促進するため、生ごみ処理機器購入費の一部を助成しています。問合せ ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎493・3750

■せん定枝などのチップ化

せん定枝や草木などは焼却せずにチップ化し、遊歩道に撒布などの再利用をすることで、「循環資源」として有効活用しています。



■庁用車をハイブリッド車に

環境対策の一環で庁用車を順次、ハイブリッド車に切り替えています。

※紹介している各助成制度には、助成を受けるための条件などがあります。条件などについては問い合わせ先へご確認ください。

■清瀬の風土がCO2を減少させる

植物は太陽の光を受けると、光合成の働きによって空気中のCO2と、根からのH2O(水)を使って養分を作り、人間に必要な酸素を吐き出してくれています。

雑木林を多く残している清瀬市は、そのぶんだけCO2を吸収していると言えそうです。市の魅力の一つである豊かな自然が、CO2削減へ繋がっているのです。



松山緑地保全地域。駅から約10分ほどですが、豊かな自然が残っています。

相続全般お手伝いいたします!

お気軽にご相談ください 相続税簡易計算致します(無料)

- 相続相談(初回無料・事前予約制)
- 生前対策・相続税申告
- 納税対策・資産活用(売却・購入・組換えなど)

相続のご相談は松崎正一税理士事務所
TEL 042-492-3652 smzeiris@tkcnf.or.jp

東京都清瀬市野場6-286-1 最上コーポ203(秋津駅より徒歩3分)

松崎正一税理士事務所

新築そっくりさん

資料請求・ご相談受付中

新築そっくりさん 4大特徴

1. 新築の良さをそのままに、お好みのデザインにカスタマイズ
2. スケールアップも可能
3. キッチン・風呂・トイレ・洗面・浴室・床・壁紙・天井・照明など、お好みの仕様を自由に選べる
4. 新築ならではの安心感

お問合せ ☎0120-813-750

住友不動産新築そっくりさん 東京 緑区
http://www.sokkurisan.com